

# ディスクロージャー分析 ～予想信用損失モデル移行時の影響額～

2026.1.21

主任研究員 公認会計士・CMA 米田 祥隆

企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という。）は2025年10月29日に、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等※1（以下まとめて、「日本版ECLモデル」という）を公表し、金融資産の貸倒引当金計上に関して、国際的に採用されている予想信用損失モデル（Expected Credit Loss Model）の導入を予定している。当ディスクロージャー分析レポートでは、基準の先行導入を行っているIFRS任意適用会社が、発生損失モデルから予想信用損失モデルに移行した際の影響額の調査を行った。

## レポートサマリー

- 多く的一般事業会社：影響は軽微
- 貸付金や満期保有目的の債券など長期的な債権・債券を多数有する金融機関等：影響は大きい

※1：ASBJ日本版ECLモデルの公表ページ  
([https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure\\_draft/y2025/2025-1029.html](https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2025/2025-1029.html))

## はじめに

リーマンショックといった金融危機を契機とし、国際的な議論として金融資産に対する貸倒引当金の計上が遅いということが指摘されてきた。これは、金融資産について回収不能が見込まれる客観的事象が発生するまで貸倒引当金を計上しない発生損失モデルが原因と考えられ、当該モデルでは貸倒引当金の計上が少なすぎるし、遅すぎる（いわゆる、Too little too late問題）と言われている。これに対応するため、IFRS基準では2018年より、客観的事象が発生せずとも予想される損失を織り込み、貸倒引当金を計上する予想信用損失モデルが導入された。ASBJは、国際的な会計基準との整合性を図り、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上することを目的として日本版ECLモデル導入を予定している。

## 1.発生損失モデルと予想信用損失モデル

発生損失モデルは、期末時点の信用リスクに基づき債権者単位で貸倒引当金を計上する絶対的アプローチであり、過去の客観的事象に基づいて区分が決定されている。本来、回収不能リスクが高まれば、金融資産の価値は低下することになる。そのため、リスクの増加に応じて徐々に貸倒引当金を積み増し、貸借対照表に価値の低下を反映すべきであると考えられる。発生損失モデルでは、取得時当初より信用リスクが著しく増大しているか否かを重視している相対的アプローチを採用し、債権単位で管理を行うことになる。発生損失モデルと予想信用損失モデルにおける貸倒引当金計上額の違いを簡単に図にすると次のようになる。

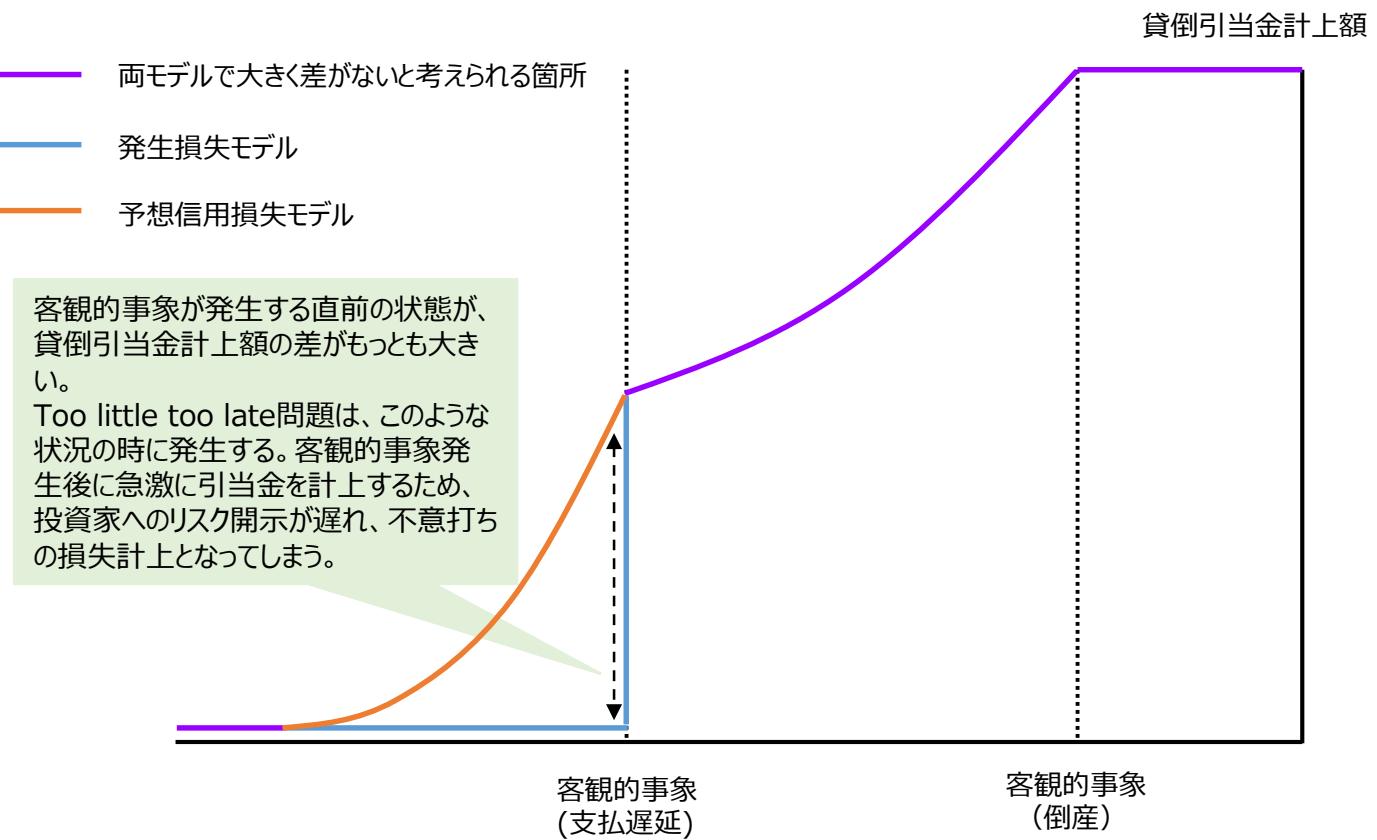


図1：発生損失モデルと予想信用損失モデルの貸倒引当金計上額の違いのイメージ

日本版ECLモデルが導入されることにより、満期まで保有する意図をもって保有する社債等（以下、「満期保有目的の債券」）や、貸付金など長期的な債権等を有する金融機関等は、従来の客観的事実が発生するより前に、予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金の積み増しが求められることから、特に大きな影響を受けることが想定される。

## 2. 現行基準と日本版ECLモデルの重要な差異

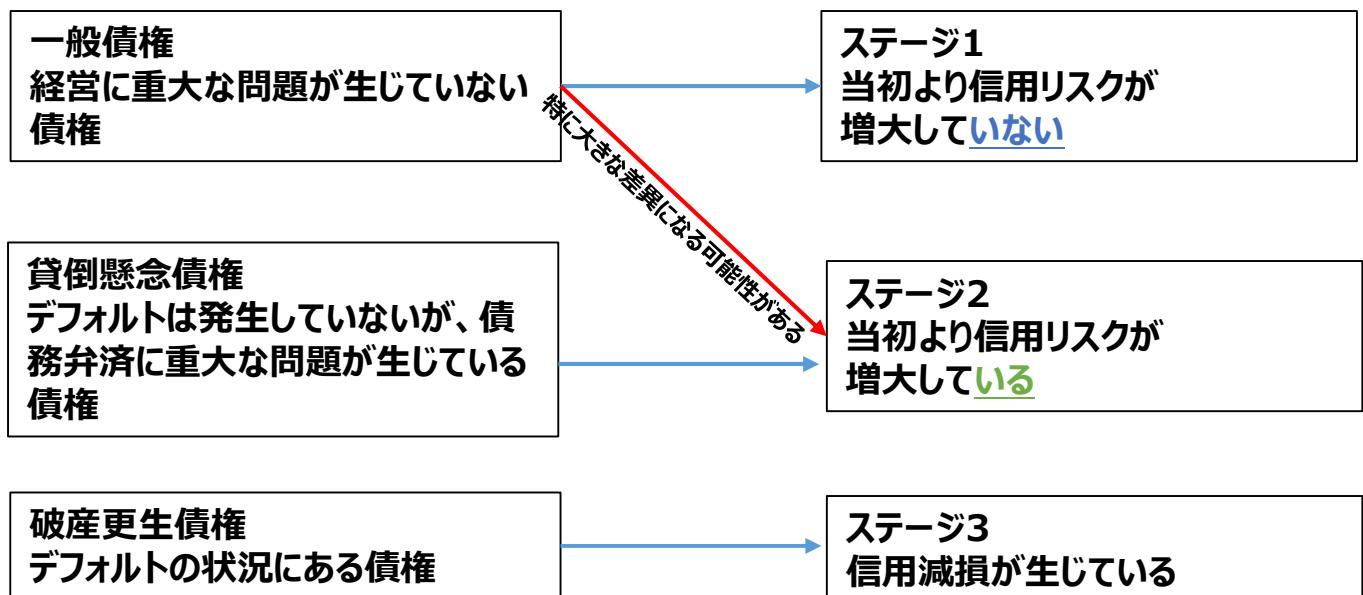
### ① 債権の区分の違い

日本版ECLモデルにおける予想信用損失の算定にあたっては、債権が当初の状況から信用リスクが増大しているか否かによって会計処理が変わることになるが、現行基準では債権は、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権の3つに区分され、区分ごとに異なる会計処理を行っている（金融商品会計に関する実務指針106項）。現行の日本基準による3つの区分と、日本版ECLモデルによる3つのステージが明確に対応しておらず、特にステージ2に該当する債権については、現行基準では、一般債権または貸倒懸念債権に該当することになると考えられ、貸倒引当金計上額に大きな差異が生じる可能性がある。現行基準における貸倒懸念債権とは、債務弁済が概ね1年以上滞留するなど経営破綻の状況には至っていないが債務弁済に重大な疑義が生じている債権であり、債権等の滞留という事後的な事実に基づき区分されている（金融商品会計に関する実務指針112項）。

一方で、日本版ECLモデルは、信用リスクが当初認識時からどれだけ変動したかに基づいた分類となる。ステージ2とは弁済期日の超過以外にも、相手方の業績悪化や支払能力を変化させるような環境の変化、支払条件の変更などが挙げられており、将来のリスクの変化を織り込んだ区分が行われる。日本版ECLモデルでは1か月超の支払遅延が生じている債権等は、信用リスクが著しく増大していると推定されることから、ステージ2に該当する可能性がある（金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針(案)10項）。

## 現行基準

## 日本版ECLモデル



信用リスクの著しい増大の判定は次のようなものがある（金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針(案)18項）

1. 経営成績の著しい悪化
2. 外部信用格付けの著しい変化
3. 内部信用格付けの引き下げ
4. 支払期日の経過

図2：現行基準と日本版ECLモデルのイメージ

## ② 実効金利法による割引計算

予想信用損失の算定に時間価値を考慮する必要がある場合には、プレミアム等を加味した実効金利法が原則とされている（金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針(案)47項）。現行基準のキャッシュ・フロー見積法で、将来キャッシュ・フローを見積る時は、回収可能性の判断に基づき入金可能な時期と金額を反映した将来キャッシュ・フローの見積りを行った上で、債権の発生当初の約定利子率または取得当初の実効利子率で割り引くこととされている（金融商品会計に関する実務指針115項）。実効金利で割引計算を行うことにより、より多くの貸倒引当金を計上することになる可能性がある。

### ③ 満期保有目的の債券へのスコープ拡大

満期保有目的の債券は、現行基準では貸倒引当金の計上は行わず、子会社株式等と同様に、時価が著しく低下した場合には時価まで減損処理を行っていたが、次のように変更となっており、予想信用損失に基づく貸倒引当金を計上することが求められている。

現行基準	日本版ECLモデル
満期保有目的の債券は、 <u>取得原価をもって</u> 貸借対照表額とする。	満期保有目的の債券は、 <u>償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって</u> 貸借対照表額とする。

### ④ 将来情報の反映

現行基準による場合には、一般債権は貸倒実績率等に基づき貸倒引当金計上額を見積ることになり（金融商品会計に関する実務指針110項）、数値例を挙げると以下のような設例となる。

図3：貸倒実績率法による貸倒引当金の計上の例

	20×1	20×2	20×3	20×4 (当期)	
期末残高	4,500				4,500
上記に対応する 貸倒損失		45			45
期末残高		2,400			2,400
上記に対応する 貸倒損失			15		15
期末残高			3,000		3,000
上記に対応する 貸倒損失				24	24
期末残高				5,000	

※本設例では計算を単純化するため、期末残高に対する貸倒れは翌期に発生すると仮定しています。

そのため、過去3年の貸倒実績率は次の通りとなる。

$$20\times1 : 45 \div 4,500 = 1\%$$

$$20\times2 : 15 \div 2,400 = 0.625\%$$

$$20\times3 : 24 \div 3,000 = 0.8\%$$

3年の貸倒実績率を平均すると、

$$(1\% + 0.625\% + 0.8\%) \div 3 = 0.808\%$$

貸倒実績率の平均に基づき、当期の貸倒引当金を計上すると、

$$5,000 \times 0.808\% = 40$$

過去3年の貸倒実績によるものであり、将来の予測は含まれていない。

(出所) 金融商品会計に関する実務指針設例12を簡略化し作成

計算式を簡単に示すと「期末債権×過去の平均貸倒率」となっており、貸倒引当金計上にあたり過去の実績のみから算定が行われ、将来的な要素は含まれていないことが分かる。

一方で、予想信用損失モデルに基づく期末において債権等に信用リスクが増大していない場合は、期末後12か月以内に生じるデフォルト確率に基づき、全期間の予想信用損失を算定することになり（金融商品に関する会計基準(案)28項(1)）、数値例を挙げると以下のような設例となる。

図4：貸倒実績率による12か月の予想信用損失の算定例

①債権の合計額	②1年内にデフォルトが予想される債権合計	③予想信用損失を割引計算した後の金額	予想信用損失率 (③÷①)
5,000	60	50	1%

予想信用損失率に基づき、当期の貸倒引当金を計上すると、 $5,000 \times 1\% = 50$

②を予想するにあたり、過去の貸倒実績率と過去に貸倒れが生じた場合の損失額の影響も考慮されるが、景気悪化など様々な要因で将来的に貸倒れが予想される金額も含まれる点が図3と異なる点となり、貸倒引当金計上額が大きくなりやすい。

（出所）金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針設例8を簡略化

計算式を簡単に示すと「期末債権×予想信用損失率（過去実績+将来予想調整）」となっており、貸倒引当金計上にあたり、過去の実績のみならず将来的な動向なども含まれる余地があることが分かる。

### 3.調査分析

発生損失モデルから予想信用損失モデルに移行した際の影響額を調査するため、e-Disclosure ClubのWizLabo Searchを利用し、以下の条件で調査を行った。そのため、網羅性は担保されていないことに、ご留意されたい。

◆検索対象：2018年1月1日より前に既にIFRS任意適用企業であり、IFRS第9号の予想信用損失モデルの導入による影響額に関する開示を行っている企業で影響金額が多額である企業を抽出した。

企業名	貸倒引当金の増加額 または債権の減少額（億円）
楽天グループ <sup>°</sup> (出所) 2018年12月期有価証券報告書	506
三菱HCキャピタル（旧：日立キャピタル） (出所) 2019年3月期有価証券報告書	58
電通グループ <sup>°</sup> (出所) 2018年12月期有価証券報告書	50

ほとんどの企業が、影響額は軽微といった開示や、重要性の観点から影響額に関して言及を行わない開示をする中で、影響額が大きい企業は上記のとおりである。金融機関等の貸付金や満期保有目的の債券など長期的な債権・債券を多く保有する企業は影響が大きいことが分かる。

### おわりに

日本版ECLモデルは、企業が保有する金融商品のほとんどが、収益認識基準の対象となる受取手形、売掛金等の短期で決済される債権で占められている一般事業会社には、実務上の簡便法が認められているため、大きな影響を与えないことが予想される。ただし、本当に影響がないか確認するためにGAAP差異分析、影響額の調査等をしておく必要があるだろう。また、重大な影響が予想される金融機関等では、早めに準備を行う必要があると考えられる。

以上